

平成 26 年度

宮田村教育委員会 1 月定例会々議録

- 1 開催日時：平成 27 年 1 月 21 日(水) 9:00~12:15
- 2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室
- 3 出席委員
 - (1) 篠田 秀児 委員長 (以下「委員長」と表記。)
 - (2) 池上 由美子 委員長職務代理者 (以下「職務代理」と表記。)
 - (3) 鷹野 綾子 委員 (以下「鷹野委員」と表記。)
 - (4) 古藤 祐巳子 委員 (以下「古藤委員」と表記。)
 - (5) 平澤 武司 教育長 (以下「教育長」と表記。)
- 4 欠席委員：なし
- 5 その他、会議に出席した者の氏名
 - (1) 小林 敏雄 教育次長 (以下「次長」と表記。)
 - (2) 北原 敦 学校教育係長 (以下「学校係長」と表記。)
 - (3) 原 寿 子 子育て支援係長 (以下「子育て係長」と表記。)
 - (4) 酒井 秀貴 生涯学習係長 (以下「生涯係長」と表記。)

6 教育委員長あいさつ

委員長：明けましておめでとうございます。

・平穏無事に世の中が動いていくよう期待していたが、イスラム国事件できびしくなっている。宗教戦争に発展しなければいいが。グローバリズムが進展する中で、いろんな問題が関係していると感じる。教育のあり方も関係してくるのではないかな。何ができるというものではないが、(平和な世界になるように) 日常的にやっけていくしかない。本日もよろしくお願ひしたい。

7 会議録の承認

次 長：後日配布するので、内容を確認していただき、次回署名をいただきたい。

8 議 題

(1) 議 事

議 1 号 男女共同参画行動計画策定懇談会の委員選任について (資料 1)

生涯係長：資料により説明。

- ・男女共同参画行動計画策定懇談会設置要綱に基づき、人権擁護推進委員の皆さんを中心とした 14 名の方を委員の候補として提示するので承認いただきたい。
- ・任期は、策定案ができて、人権教育推進会議に諮るまで 3 月までの予定。
- ・計画の進捗状況は、人権教委推進会議で審議することになっている。
- ・男女共同参画行動計画策定に当たって、アンケートを配布し回収しているが、前回と比較するため同じ内容でアンケートしている。
- ・前回の計画で見直すべきところは見直して検討し、3 月議会で報告できるように間に合

わせたい。

・設置要綱にある委員の「壮年連盟」と「元県コミュニケーター」が策定懇談会にそぐわないので除き、教育長推薦を加えたい。

次 長：選出区分を明確にし、教育長推薦がだれかわかるように表示すること。

生涯係長：城倉理恵さん、樋屋清美さんは教育長推薦。公募の結果、応募者は1人もなかった

鷹野委員：任期は2年か。

次 長：完成して人権擁護推進会議に提出するまでだが、それでいいのか検討をする。

・計画をつくるためだけに懇談会を立ち上げ、策定すれば解散では計画が進まない。人権擁護推進会議に懇談会のメンバーを入れるなどして、進捗を管理できるほうがいい。

委員 長：実際の細かいところは、教育委員会事務局がやっている。共同参画社会の実現のためには色々問題はあがるが、今回の計画策定までは、この体制でいくということでもいいか。

教育 長：男女共同参画の施策のあり方について計画案を作る。村民の方々に、男女共同参画意識を持って生活していただければ。

次 長：(社会的文化的)性差(ジェンダー)により、世の中の仕組みが決まっているところから、性差を無くす取り組みとしてスタートしてからずいぶん年月が経っている。最近は、「社会的・文化的な性のありよう」を認識したり、「男女がともに夢や希望を実現する」という表現に変ってきたが、計画の主旨は今も変わっていない。前回の表現を少しかえながら、5年間の状況を明確にし、結果から目標値をわかるようにしていきたい。

教育 長：男女の性差による差別や職場での差別など、家庭や地域、職場でなくしていけるように指針を作る。目標値も定めながら村民の方々に訴えていく。

委員 長：結構まじめにやっているようだが、現実はどう動いているかわからない。委員を委嘱して、基本的要綱に従ってやっていただくことを了解したということでもよろしいか。

委員：はい。

議2号 補正第5号について (別紙)

※予算資料は非公開とします。

生涯係長：新宮田村指定文化財の展示にかかわる費用について、補正予算を組んだのでご了承お願いしたい。

次 長：昨年11月に文化財指定したものを、住民の皆さんからもっと見たいと要望があった。・

・文化財保護条例の展示に関する項で、経費は村の負担となっている。20年ぶりの文化財認定だったので、今後文化財を周知本陣の展示ももっと見てもらえるようにしていく。

・今回購入する展示用品は今後も有効利用する予定。

教育 長：大事なものは展示用品が後も利用できること。文化財の一部を展示している村民会館の階段下や子ども館、文化会館でも展示に利用できる。

委員 長：よろしいでしょうか。

議3号 保育料について (別紙)

※資料は非公開とします。

子育係長：資料により説明。

- ・国の制度改正により、宮田村保育料を改定。
- ・所得税額による階層区分を村民税額による区分に変更。
- ・これまで所得税額を基に階層区分が決まり、保育料がきまっていた。
- ・所得税額は、「少扶養控除」という、中学生未満のお子さんがある世帯では、算定額から控除額を差し引いて出た所得税で算定していた。今回の改正で、控除しない算定額を基に算定した住民税額で階層を決めることになっている。住民税額が上がる形になるが、階層は今までと変わらない区分を設定しているとされている。(国の説明)
- ・幼稚園利用者は1号認定、保育園利用者は3歳以上が2号認定、3歳未満が3号認定。2号と3号の認定者、つまり保育園を利用する方については、国の基準額以下の保育料になるように定められている。
- ・国の保育標準時間は、宮田村の現行でいえば、8時から16時までの8時間を保育短時間とし、19時まで時間延長3時間3時間を加えた19時までをいう。
- ・1号認定(幼稚園)の保育料を新たに定め、額は国基準と同額とする。
- ・私立幼稚園は、H27年度から保育料の流れ方が2通りになる。1つは今までどおりで、上伊那の幼稚園はすべてこの形でいく。もう1つの新制度で運営する幼稚園は、保護者の在住する市町村で定める幼稚園の保育料となる。
- ・上伊那他市町村の動向を考慮し、減額の方向で検討する。
- ・他市町村と比較して、引き下げ合戦をするものではないが、他市町村が下げているため、宮田村は高い部類に入っている。
- ・階層区分の見直しを図るとともに、他市町村と比べ割高感のある階層区分の額を見直す。
- ・階層区分によって高低があるので、階層を細かくして保育料を下げる事を提案する。
- ・国は、国の基準を超えない範囲であれば市町村で自由に保育料は決めてよいという方針。
- ・国の階層は1から8までである。宮田は今の10階層を12階層にして金額を引き下げ、長時間保料を加えても国の基準を下回るように検討する。
- ・保育料の改定案について、階層を分け減額する改定案1を提案したい。
- ・長時間保育料の改定については、他市町村と比較すると宮田村は最も高い。
- ・階層ごとの保育料を見ると、各階層とも所得税の低い世帯が高く、3歳以上では第8,9階層は宮田はすべて高くなっている。今後は、上伊那郡の平均に設定し直し、所得の低い階層の方を中心に引き下げる案で算定している。
- ・宮田村は、第7階層に集中しており、第7,8,9階層が多いので、この階層を中心に引き下げる案を作成している。

次 長：他市町村も今回の改正で下げるのか。

子育係長：全て調べてはいないが、伊那市が一番多い階層を2つに分け、下の階層を引き下げる。改定率は0.4%。駒ヶ根市は改定しない。飯島町は、宮田同様に第3子以降で軽減措置をとっている。宮田村は助成金として返しているが、飯島町は保育料を減免している。事務

方の考え方で、第3子以降の引き下げを止め、トータルで保育料引き下げを検討中で、改定率は10%を超えそうだと聞いている。

教 育 長：子育て支援の充実が目標で、その1つとして保育料の軽減がある。国の制度改正によって長時間の部分を下げるが、それ以外は村独自の工夫で、下げていることがわかるようにしてほしい。また、その実現のためのプロセスを示すように。

次 長：1/23の子ども子育て会議で、保育料についても提案する。財政的な問題もあるので村長に確認し、財源が確保できれば、子ども子育て会議で最終確認をしてもらう。3月の議会に承認をもらい、4月から料金を改定したい。

・先日の知事と上伊那の首長との懇談会で、保育料を国の基準の1/2にという要望があったと聞く。詳しくは分らないが、短時間で3子以上であれば、現行でも1/2以下になる。延長時間は、国の基準を上回っている所以对処したい。

職務代理：根本的なところで誤解があってはいけない。長時間保育は安くなって助かる家庭があると思うが、幼児の子育ては家の人がかかり関わる時間を持ってほしいと思う。長時間に関しては、安くして安易に預ける図式ができては残念。働かなくてはいけないという状況もあると思うが、そこまで働かなくても子育てができる方向へ施策を考えてほしいと常々思っている。

次 長：保育士たちも同じ思い。待機児童を減らすのが国の重点施策であり、そのための改正に対応しなければならない。

教 育 長：職務代理の意見は非常に大事な事。子どもの小さいときから親御さんから離れるのは良いことではない。あくまでもセーフティーネットとしてこうめ保育園を作った。3歳くらいまでは可能な限り肉親が関わるべき。3歳未満はご家庭で見ることを反映できる改定にしてもらえれば。

委 員 長：安くすると、働く人は、時間給と比較してどちらが得かと判断するかもしれない。

教 育 長：安いだけでなく、教育委員会は子育てに優しい村づくりの観点を出していかなければならない。将来を見通したとき、金銭的にいいから子育てのためにいいとは言えない。長時間料金は下げ幅の小さいほうでいいのではないか。教育委員会でやっている以上は教育委員会から検討委員会に諮問するのではないか。

次 長：最終決定は村長。保育料については、教育委員で審議はするが、子ども子育て会議に諮問して答申をいただければいいのではないか。

職務代理：他市町村との比較や国の基準に沿ってというのは分かるが、安くすればいいというものではないことを各家庭に理解してほしい。

次 長：子どもにとっての本当の支援は、本来は3歳までは親といるのがベストだと思う。長時間保育の部分は男女共同参画が発端になる。国は、家庭に女性がいて子育てすることを高く評価していないのではないか。収入と預ける料金を比較して、金銭的に有利な方を選択する家庭があるのが現実だと思う。

教 育 長：子育て支援の充実で、安さを追求しているととられてはいけない。家庭での子育ても視点に置きながら改定すべきものは改定していく。長時間について、ブレーキがかかってい

ますよと、教育委員会として強く出してもいいのではないかと。

委員 長：第3セクターの赤字問題解消はどうなったか。保育料を安くして財政上どうなるのか。
次 長：宮田村の借入（起債）額は多く、将来的に改善したいところ。保育料を安くすれば、収入が減るということ。

教育 長：それでも、保育料はお母さん方の子育ての場所を選ぶ指針や、住み安さの要素にもなる。国の施策もあり、上伊那の中間レベルくらいまで下げる努力は必要か。

委員 長：某市町村では、子育てしやすいと、障がいを持ったこどもの家庭の方が財産を処分して移ってきたが、そのために学校改築までして大変だったと聞いた。福祉も大事だが全体的なバランスも大事。値引き競争は良くない。

次 長：宮田村の待機児童がゼロというのは、これまで努力してきた成果。人口増の施策の1つにもなりうる、もっとアピールできる施策を検討する。

職務代理：大勢の人に関係する通常の保育料が安くなるのはいいが、長時間保育を手厚くすることは私は反対。長時間は基準ぎりぎりの減額でいいのではないかと。

子育て係長：国の考え方は保育標準時間をこれまでの保育料と同じにしている。保育短時間との差額は-1.7%。国は3時間の差額を1.7%としか捉えていない。11時間の料金が国の基準以下なら市町村で自由に決めていいということなので、短時間と長時間で差が出ないようにしないと、長時間保育料をさらに下げなければならない。

- ・短時間に長時間を加えて標準時間として設定するのが、伊那市を中心とした上伊那の方向。全国的に見ると保育短時間を国と同じようにやっているところもある。

- ・長時間保育を希望する人が多くなる想定ができる。女性は働きに出てくださいというのが国の設定の考え方では。

- ・宮田村は、長時間の保育料が高いという声はある。

古藤委員：宮田村は、表記は11時間を保育標準時間にするのか。保護者が見ると、標準が11時間なら、11時間の保育をしたいという誤解が生じるのではないかと。

子育て係長：法律を読むと、表記を変えてはいけないのではないかと。検討する。短時間に長時間を足した料金と同じなので、どちらでもいいという設定になっている。短時間に長時間プラスのほうが料金面で融通がきく。

教育 長：我々の意見も大事にしてもらいながら、特に長時間の部分はもう一度検討できるように継続審議としてほしい。

委員 長：アベノミクスを鵜呑みにして、そのまま制度を教育委員会が検討するのは疑問がある。福祉（労働）行政で女性の労働を柔軟に考えていかないといけない。

次 長：福祉的事業と教育的事業を同一の観点で実施しようとするとなりに難くなる。教育行政で行ったほうが良い事業と、福祉行政で行ったほうが良い事業があるのではないかと。効率的で住民にとってよりよい方法を検討していかなければいけない。

(2) 報 告

報告1号 教育委員会活動報告（教育長報告） (1 ページ)

次 長：資料により説明

・1/20、高遠青少年自然の家を中心にした「信州体験の風をおこそう」という実行委員会で、宮田のうめっこ塾の活動を認めていただき、文科省のニュースに載せていただけることになった。今後に期待したい。28年度については50万円の予算で上伊那または県の統一事業として、宮田を主会場にという話があった。

学校係長：年末に、日発北東の横断歩道で、路面が凍って止まれなかった車と小学生が接触した。

教 育 長：駐車場と工場間の横断歩道が離れているので、横断歩道を新たに設置してほしいと日発から要望があった。担当部署が警察に申し入れたと聞いている。東側の道路拡幅後、交通量が増加し事故が増えているので、対策をしていかなければいけない。

次 長：事故にあった児童は、手は上げたが左右を確認していなかったようだ。学校で安全な歩き方を指導するようお願いした。区長会でも、子どもの歩き方には苦情が出ていた。

委 員 長：日程等で付け加えることがなければ次に進める。

報告2号 人権擁護推進会議の委員選任と会議内容について (資料1)

生涯係長：資料により説明。

次 長：任期は、平成26年4月1日からで、本来なら去年願いしなければいけなかったが、遅れてしまい申し訳ない。

生涯係長：1/6、人権擁護推進会議を開催し委員の選出委嘱を行った。会長に橋倉氏、職務代理に酒井氏を互選。委員の皆さんには男女共同参画計画策定懇談会の中核を担っていただくようお願いをした。

委 員 長：よろしいですか？

委 員：了解。

報告3号 子育て情報共有化委員会②について (資料2)

次 長：資料により説明。

・会議資料で、教育長の願いとして、「既存の行政からの目線だけでなく、子どもの立場から子どもに関わる情報を収集すること。情報共有のあり方を見直し、子どもや保護者が希望を持って生きていこうとすることができる実効性ある支援ができる新たな体制を作る。」ことがある。会の協議が進んで、これまでの検討結果を基に、子どもにとって最も良い支援ができるようにしたい。

・1/13、会議を開催し3つの係から報告があった。これまでは、情報の引継ぎができていない部分もあったが、平成28年度から「上伊那圏域障害者総合支援センターきらりあ」が作成した様式により、成人になるまで、継続した情報が伝わり、必要な支援ができるようになる予定。

・平成18年度の、厚生労働科学研究の発達障がい児支援のマニュアルによると、5歳児健診で出現した軽度発達障がい児の半数以上が、3歳児健診では発見できなかった。早期に障がいに気づき支援することで、適正に発見し、後の学校不適應などを防ぐことができる。人数の少ない宮田村では、5歳児健診をせず、保育園からの情報により発見し、子育て相

談、教育相談をしている。5歳児健診はやらない分、保育士の責任は重くなる。発達検査や相談、対応のスキルをアップできるようにマニュアルを作成したい。

委員長：5歳児健診は本当にしなくていいのか。

次長：保健師の見解では、やらなくてもいいということになっている。保健師が短時間で見るより、日々子どもの様子を見ている保育士のほうが発見できるということ。

- ・支援が必要なことがわかって、保護者が認めなければ支援には繋がらない。
- ・相談できる相手がいない場合もある。宮田村では、身近な保育士や保健師が相談に乗っている。文科省のデータのように5歳児で出現頻度が高いのであれば、一考の必要があると思う。

教育長：行政の立場からいうと、可能な限り早く適正な指導が必要。障がいがあっても、他の子どもと同じように学校で学ばせたいと願うのが親。しかしお子さんの将来を考えると専門機関で養育するのも大事なこと。できるだけ親身になって相談にのるには、5歳児健診をやった方がいいのではないか。見ているのは本当に専門家か。

次長：2ヶ月に一度、各保育園を交互に巡回して相談に応じているのは言語聴覚士。そこに情報をつなぐのは保育士。

古藤委員：本には、5歳児健診が大切と書いてある。他市の友人が、5歳児健診で発達障がいの診断を受け、「健診は必要なのか」という相談を受けたことがある。親としては、ショックで認められず、パニックになると思う。保健師や保育士が保護者に障がいの話をする場合、デリケートな問題なので、親に寄り添ってほしい。

- ・軽度発達障がいは分りづらいので、プロの方にきちんと方向性を示してもらえる健診ならやってもいいが、親は不安は大きいと思う。

次長：うめっこらんどでは、問題もあつたが最近が良い結果が出ている。良いケースを手本にして支援ができればいい。

- ・5歳児健診は、専門家の医師が見るので、保護者は最終宣告を受けるようでショックが大きいかもしれない。ショックを少なくするには、早くから発達障がいの情報提供が必要だと思う。発達障がいは、個性であることを早く認め、早く支援をすれば社会に適應できることを周知していきたい。豊田市では、発達障がいのための支援施設を2つ作ったという。視察したい。

古藤委員：発達障がいについての文書は、読んでも分りにくい。保護者としては障がいの予備知識がなく、受入れが難しいと思う。

教育長：他の子どもより遅れているからだめではなく、天才的などころもある。その子の個性を上手に育てていけばいいが、それには長い目と余裕が必要。比べることは子どもにとってマイナスになる。もっと情報を得るよう、教育委員会でも研修会が必要。

次長：発達障がいと言われることは、保護者にはつらいと思う。しかし、本人や周囲が発達障がいを理解すれば、周りや親の接し方が変わり、子どもにいい影響を与えるのではないか。

職務代理：地区懇談会で、乳幼児を持つ母親に対しショックを与えるような指導はしないでほしいという意見があつた。伝える側と受け止め側に差がある。そこで提案だが、障がい児をも

つ先輩お母さんの寄り添う言葉であれば受け入れられるかもしれない。

次 長：発達障がいと関わったきた、先輩のお母さんから話をしてもらおうのはいい取り組みだと思うので、是非研修会を開きたい。

委員 長：よろしいですか。

委 員：はい。

報告 4 号 運動会について (別紙)

次 長：11/7、地区懇談会では運動会をやるかやらないか、ゼロから検討するように意見をもらった。区長会などで協議、十分話し合って進める。

生涯係長：資料について説明。

・分館長、主事、体育部長合同会議で出した意見を2月の区長会に出す。内容の見直しをしていきたい。

次 長：やるにしても、反対の方にも納得してもらえるような形で開催したい。前回は雨天中止だったので、かなり内容変更したことが伝わっていない。平成27年度は、今の話合いの状況なら、実施の方向になるのではないか。

鷹野委員：以前、地区の役員をやったとき、人を集めるのが大変だった。当日来るはずの人が来なくて走り回った経験がある。小学生で足の早い子どもを選出しようとしたら、みんな早く走らず「遅い人競争」になったという話も聞いている。

委員 長：区長会で決まるのか。

次 長：区長会だけでなく、多くの機会を検討する。区長会として、区長としての意見は大切に聞いていく。中学生は、梅樹祭の行事の中で、運動会が一番楽しかったと聞いている。自分たちで楽しめるような運動会になればと思う。

報告 5 号 宮田村指定有形文化財の公開について (資料 3)

生涯係長：資料により説明。

・大ホールでの展示は、展示物に触れられないように手前にスペースを置き、本殿は映像を流して紹介する。多くの皆さんにご覧いただきたい。計画を承認いただければ報道各社、高遠博物館と連携をとり、広く広報する予定。

委員 長：了解。

9 その他

(1) 当面の日程について (2 ページ)

次 長：資料により説明。

(2) 県教育委員会情報 (3 ページ)

次 長：特になし。

(3)その他

- ・宮田村議会開会 3/2 9:00 開会。 委員長あいさつ(施政方針)

次 長：委員長、議会でのあいさつをよろしくお願いします。

委 員 長：本日はご苦労様でした。

- ・次回定例会：2月25日(水) 13時30分から 村民会館 第1研修室